



2022年の
最終営業日までに

対象事業



通常恩典より追加の法人所得税免除恩典
を取得するための条件



- 1 A1 A2およびA3グループ事業
- 2 ターゲット技術開発事業（8類事業）
- 3 8類のターゲット技術開発をサポートする事業

- ▶ 電子設計
- ▶ 研究開発
- ▶ エンジニアリングデザインサービス
- ▶ 理科学実験サービス
- ▶ 計測器校正サービス
- ▶ 職業訓練学校

人材開発がある場合



- ✓ 対象事業に投資する
- ✓ EEC3県に立地する
- ✓ 科学技術分野の人材開発がある

追加恩典

A1 A2およびA3 グループ事業

追加で
法人所得税
の50%
減税が3年間
付与される

技術開発事業（8類） および サポート事業

追加で
法人所得税の
免除が2年間
付与される

プロジェクトが工業 団地/地区に立地する場合



- ✓ 対象事業に投資する
- ✓ 指定の地域に立地する

追加恩典

A3グループ事業

追加で
法人所得税の
免除が1年間
付与される

技術開発事業（8類） および サポート事業

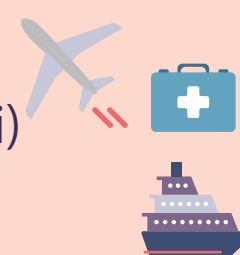
追加で
法人所得税の
免除が1年間
付与される

プロジェクトが特定事業の 奨励地区に立地する場合

- ✓ 対象事業に投資する
- ✓ 指定の地域に立地する

申請期限はなし

- ▶ 東部航空都市 (Eastern Airport City:EECa)
- ▶ 東部経済回廊イノベーション地区
(Eastern Economic Corridor of Innovation:EECi)
- ▶ デジタルパーク・タイランド
(Digital Park Thailand:EECd)
- ▶ タマサート(パタヤ)メディカルハブ (EECmd)
- ▶ ブラパー大学ゲノミクス医療推進区域
(バンセーン)(EECg)



追加恩典

A1 A2およびA3 グループ事業

追加で
法人所得税
の50%
減税が2年間
付与される

技術開発事業（8類） および サポート事業

追加で
法人所得税の
免除が1年間
付与される